

第9期（第3回）福岡市男女共同参画審議会
（令和3年8月2日）

議題 1

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の
令和2年度実施状況に対する評価について
（重点評価項目）

1 男女共同参画基本計画（第3次）の進行管理・実施状況評価の方法

(1) 進行管理・実施状況評価の考え方

① 目的

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）（計画期間：平成28年度から令和2年度）の進捗状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、評価を次年度以降の施策に反映させ、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進する。

② 評価の対象及び方法等

【評価の対象等】

区分	対象	評価者	摘要
一般評価	一般評価事業 事業実施担当課が実施する各事業 〈資料2・参照〉	事業実施担当課 毎年度、「達成度」について自己評価を実施 ↓ 審議会に報告 ↓ 次年度以降の事業に反映	【判定区分】 〈達成度〉 A：90%以上（十分達成している） B：70%以上（ある程度達成している） C：50%以上（達成が不十分である） D：50%未満（達成できていない） 令和2年度までの事業目標を踏まえ、2年度事業の「達成度」を自己評価。
重点評価	重点評価項目 重点的に取り組む施策（6項目） （別紙1・参照） （進行管理票） 資料1： （P4～P10参照）	審議会 毎年度、継続的に評価を実施 ↓ 次年度以降の施策に反映	【判定区分】 〈達成状況〉 ・順調 ・おおむね順調 ・やや遅れている ・遅れている ・重点評価項目に該当する事業の実施状況について、達成状況の判定とともに、審議会での主な意見を記載。
総合評価	基本目標 基本計画（第3次）に規定する6つの基本目標 〈資料4・参照〉	審議会 全ての評価内容を踏まえ、次期計画策定過程で評価を実施（令和2年度） ↓ 次期基本計画に反映	

【評価の方法】

① 評価

審議会において、重点評価項目ごとに評価を行う。評価は、事務局（男女共同参画課）が重点評価項目の進捗状況を把握し、作成した進行管理票により行う。

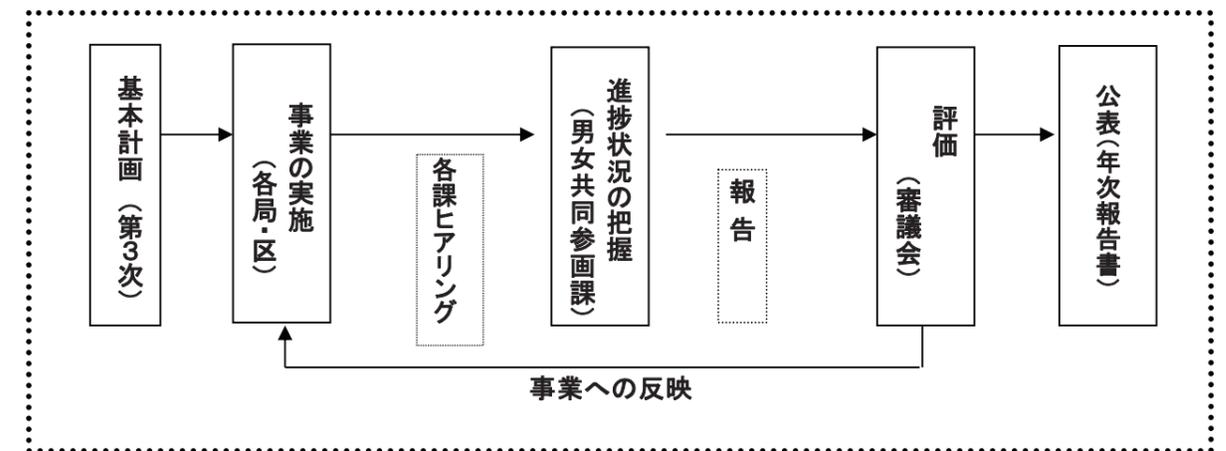
② 審議会への事業実施担当課の出席

重点評価項目の審議において、事業実施担当課が出席する。

③ 公表

施策の実施状況及びその評価内容について、年次報告書を作成し、事業の実施状況に関する評価の結果を次年度の事業に反映するとともに、市民に公表する。

(2) 進行管理・評価の流れ



〈参考〉

福岡市男女共同参画を推進する条例

- 第12条：「市長は、毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。」
- 第28条：「審議会は、次に掲げる事務を行う。」
 - 第2号：「男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。」

重点的に取り組む施策 ※重点評価項目として評価

1 男女平等教育の推進

若年層への男女共同参画に対する意識啓発のため、小・中学校における男女平等教育や教職員を対象にした研修の充実を図るとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて学び、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めることを目的とした出前セミナーを市内中学校で実施します。

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

配偶者等からの暴力を防止するため、あらゆる世代への意識啓発を一層充実させるとともに、DV被害が深刻化する前に相談できるよう、様々な機会をとらえ、より効果の高い方法により相談窓口の周知を行います。

また、若年層への予防啓発を進め、相談への対応、保護、自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を進めるなど、関係機関と連携して、配偶者等からの暴力防止に関する施策の一層の充実・強化に努めます。

3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等により、長時間労働の削減など「働き方改革」に積極的に取り組む地場企業を、市が発注する工事等の入札等に際し、優先的に指名するなどの優遇制度を実施する社会貢献優良企業として新たに認定するとともに、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めます。

また、男性が家事・育児、介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参加できるよう啓発を行います。

さらに、保育所等の整備を推進するとともに、介護離職を防止するための相談対応を行うなど、仕事と育児や介護を両立できる環境づくりに取り組みます。

4 働く場での女性活躍の推進

働く場において、より多くの女性がリーダーとして能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援を行うとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の支援や女性活躍の「見える化」を推進し、女性が活躍しやすい職場環境づくりに取り組みます。

また、女性の創業支援のさらなる充実に取り組むとともに、再就職やスキルアップを目指す女性を対象に、ハローワークと連携した就業支援や、資格・技術習得講座等を実施します。

5 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

市内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、審議会等委員への女性の参画率が目標値を達成できるよう、実効性のある取組を進めます。

また、市職員については、女性活躍推進法の特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍を支援する取組を進めます。

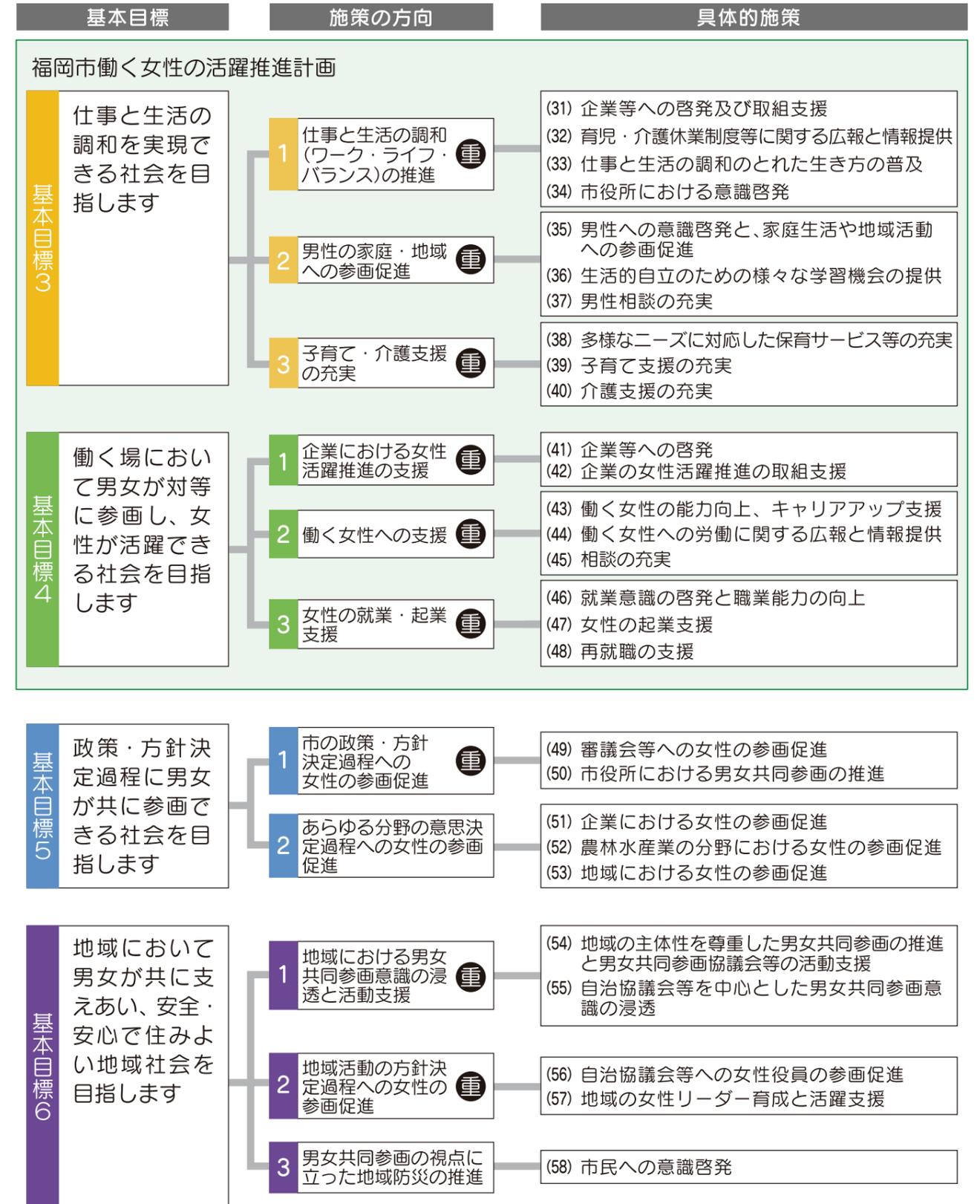
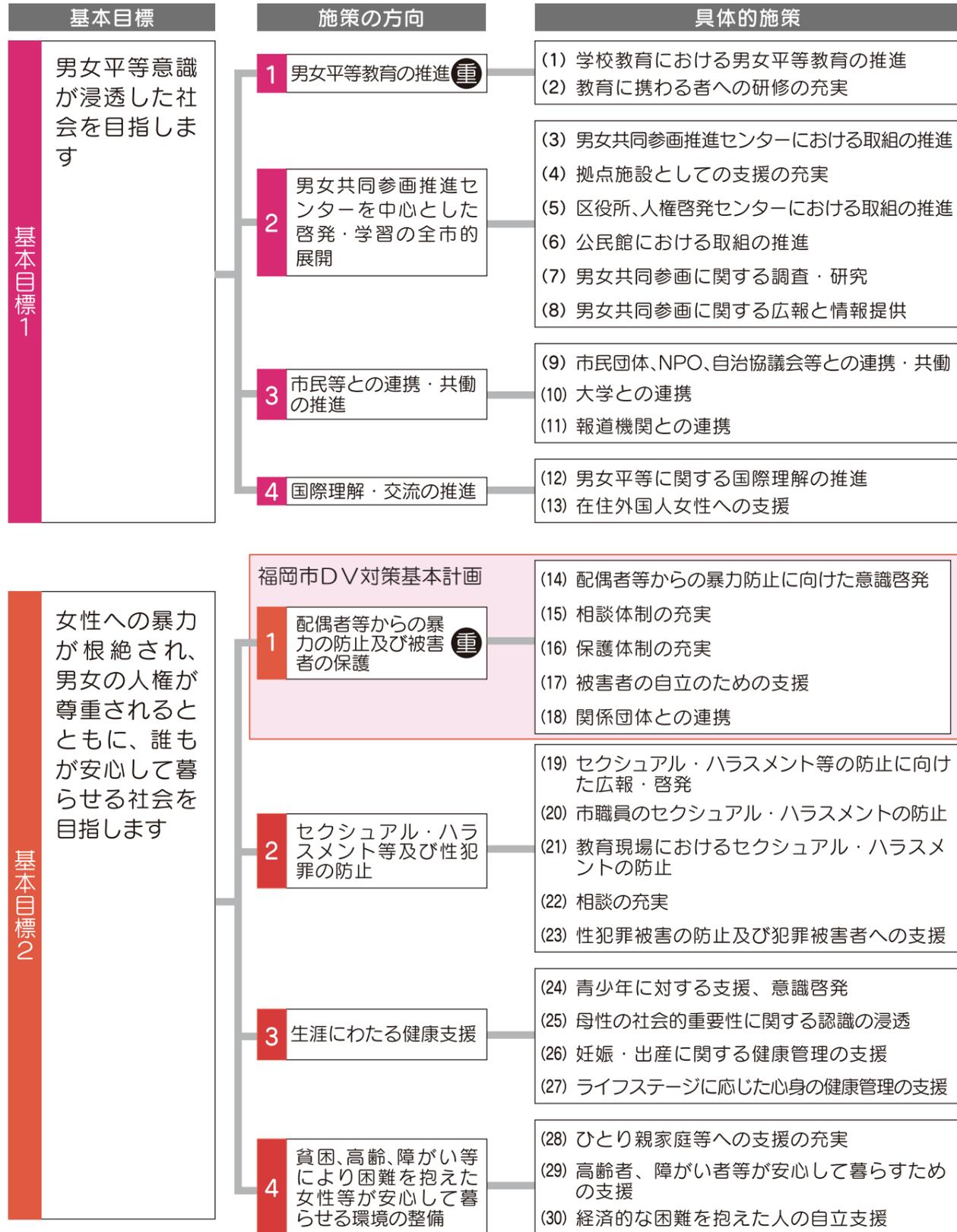
さらに、市役所における率先した取組を企業に紹介します。

6 地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

地域における女性の活躍を推進し、地域活動への多様な人材の参画を図るため、女性リーダーの人材育成や、地域、諸団体の自主的な男女共同参画推進の取組の支援、自治協議会への働きかけなどを行います。

また、男女共同参画推進のさらなる拡がりを目指し、拠点施設アミカスを中心に区役所等関係部署が連携して、福岡市男女共同参画週間(みんなで参画ウィーク)や男女共同参画地域活動ハンドブックの活用、男女共同参画推進サポーターの派遣、男女共同参画協議会の活動支援等、地域との共働による取組を進めます。

福岡市男女共同参画基本計画（第3次） 計画の体系図



重 は重点的に取り組む施策

重点評価項目進行管理票

重点評価項目	
1	男女平等教育の推進
2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護
3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
4	働く場での女性活躍の推進
5	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
6	地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

〔4 主な事業の実施状況〕

令和2年度の「事業実績」を記載している。
継続事業については、進捗状況を明らかにするため
令和元年度の「事業実績」を〈 〉で記載している。

〔判定区分〕

令和2年度までの事業目標を踏まえ、令和2年度事業の
「達成状況」を判定

【達成状況】

- ・ 順調
- ・ おおむね順調
- ・ やや遅れている
- ・ 遅れている

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	1	男女平等教育の推進				
	2 対象事業	基本目標	1	男女平等意識が浸透した社会を目指します。			
		施策の方向	1	男女平等教育の推進			
		事業実施担当課評価 (P1~P3)	達成度		A	B	C
			対象事業数		1	7	0
3 施策の進捗状況	<p>子どもの頃から性別にとらわれない自己形成ができるよう、小中学生向けの男女平等副読本を作成・配布するとともに、中学生向け出前セミナーを実施するなど、学校における男女平等教育を推進した。 また、教育関係者を対象に男女共同参画の意識啓発のための研修を実施した。</p>						
4 主な事業の実施状況	<p>■男女平等教育の推進</p> <p>○小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用 小学校:はらっぱ (小学校3、4年生対象、3年時に配付) ・発行部数 16,000部<16,000部> 活用率 85.4%<81.9%></p> <p>中学校:わたしらしく生きる ・中学校全学年対象(1年時に配付) ・部数 14,000部<14,000部> 活用率 62.3%<73.9%></p> <p>○中学生向け出前セミナー(中学生のためのキャリアデザイン啓発事業) 中学校へ講師を派遣し、男女共同参画の必要性や将来のキャリア形成への意識を高める出前セミナーを実施。 実施校 市立中学校13校(うち2校はオンライン実施) <26校> ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施予定校24校のうち11校は次年度へ延期。</p> <p>○中学校における職場体験学習の実施 参加学校及び生徒数: 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 <69校(100%)、11,060名> 受け入れ事業所: 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 <2,872事業所></p> <p>○男女混合名簿の採用 採用率 小学校: 100%<100%> 中学校: 100% <91.3%></p> <p>○教職員への男女平等教育研修の実施 参加者数:220人<206人> ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により資料配布にて実施 ①「新しい学習指導要領に基づいた男女平等教育の実際 ～管理職として男女平等教育をマネジメントする～」 福岡市立高取中学校実践資料 ②「令和2年度男女平等教育研修～性別にかかわらず個人として 尊重される社会に～」男女共同参画課資料</p>						

I 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	<p>○新任教頭研修 参加者数:43人<41人> ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により資料配布にて実施 「男女共同参画社会の実現と教頭の役割～男女平等教育の充実に 向けて～」男女共同参画課資料</p> <p>○公民館職員への研修の実施 ・新任公民館職員研修 実施回数及び参加者数:1回 37人<42人> ・公民館運営研修 西区1回 計43人 <東区1回、博多区1回、城南区1回、 早良区1回 計124人></p>	
	5 懸案事項・課題	<p>○小中学校における副読本の活用について、教育現場の実態を把握・分析したうえで、引き続き活用率の向上に取り組む必要がある。</p> <p>○次世代を担う子どもたちが性別にとらわれることなく、進路選択や職業選択ができるよう、学校のニーズを把握するとともに、講師の情報収集などに努め、より実効性のある男女共同参画の視点に立ったキャリア教育(中学生向け出前セミナー等)を推進する必要がある。</p> <p>○教職員への研修については、学校生活全般において男女共同参画の視点で実施されるよう男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女平等教育の参考となる事例報告等を行う講演会を企画する。教職員や公民館・区役所職員への研修について、継続して行っていく必要がある。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても効果的な事業が実施できるよう、オンライン実施等代替手段を充実する必要がある。</p>	

I 事務局記入欄	6 今後の取組み	<p>○中学生向け副読本の活用率の向上を図るため、引き続き、校長連絡会等において副読本の活用を働きかけるとともに、中学生向け出前セミナーにおける副読本の活用や、男女平等教育研修会での副読本活用の実践報告を行う。</p> <p>○中学生向け出前セミナーを引き続き実施するとともに、引き続きオンライン等集合型以外の実施方法について検討を行う。 また、教職員や公民館・区役所職員への研修は分かりやすく、より実践的なものとなるよう内容の充実に努める。</p>	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護				
	2 対象事業	基本目標	2	女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。			
		施策の方向	1	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護			
		事業実施担当課評価 (P14~P19)		達成度	A	B	C
			対象事業数	15	16	0	0
3 施策の進捗状況	配偶者等からの暴力を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、若年層を含めた暴力防止のための広報・啓発や相談窓口の周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関と連携して、相談、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んだ。						
4 主な事業の実施状況	<p>■配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護</p> <p>○福岡市DV防止講演会の実施 「DVと児童虐待 ～コロナ禍の家庭で起きる暴力を考える～」 講師:倉富 文枝氏(NPO法人 福岡ジェンダー研究所代表) 参加者数:150人<120人></p> <p>○ホームページへの掲載、配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレットの配布等による広報啓発 令和2年度は、面前DVに関するリーフレットを新規作成し、従来から配布している市施設、各種支援団体、医療機関に加え、学校、保育所、幼稚園等に配布した。 カード・リーフレットの設置箇所数:853箇所<773箇所></p> <p>○デートDV防止教育講演会の実施 ・市立高校全4校中2校でデートDV防止教育講演会を実施。 県と協力しながら、県立・私立を含むあらゆる学校への講師派遣体制を整えた。 参加者数:616人<1,909人> ※市立高校2校は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止</p> <p>○デートDV防止啓発カード・ポスター配布及び教職員を対象とした研修の実施等 ・デートDV防止啓発カードを市立中学3年生及び市立高校生へ配布した。 カード配布先:市立中学3年生(69校)、市立高校生(4校) ・教職員を対象とした研修は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 ・教育委員会SSW向けにもデートDV防止教育講演会を実施。 参加者数:47人<-人></p> <p>・デートDV防止啓発ポスターを、市立・県立・私立の中学校、高校、専門学校、大学、ほか関係機関へ配布した。</p> <p>○DV相談や通報への対応 相談件数:4,495件<3,186件> ・福岡市配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、男女共同参画推進センター・アミカス等が連携した相談対応の実施 ・県配偶者暴力相談支援センター及び警察と連携した24時間対応の実施</p> <p>○相談員等研修 ・国・県が主催するDVに関する研修への参加 参加者数:133人<延165人> ・子ども家庭課主催によるDVに関する研修の実施 参加者数:36人<-人> ・市民と直接接する機会が多い区役所職員や地域の民生委員等に対する研修の実施及び出前講座の実施 実施回数:2回<6回> 参加人数:42人<349人></p> <p>○配偶者等から暴力を受けた母子等の一時保護 ・県・市・民間施設での保護 ・民間支援団体の活動支援</p>						

I 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	<p>○自立支援 ・住居、就業、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援 ・市営住宅、児童福祉、ひとり親家庭福祉、医療保険、年金、生活保護等の各種制度を活用した被害者の自立支援 ・DV被害者の子どもに対しては、DV相談機関と区子育て支援課・こども総合相談センターが連携して支援</p> <p>○関係機関との連携強化 ・各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議の実施 年1回<1回> ・「福岡市配偶者等からの暴力防止対策連絡会議」の実施、及び「福岡県配偶者からの暴力防止対策連絡会議」「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」への参加</p>	
	5 懸案事項・課題	<p>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、DVの相談件数が増えていることから、DV被害が深刻化する前に相談できるよう、市民への意識啓発や相談窓口の周知を行う必要がある。DVが起きている子育て中の家庭の多くで、子どもに対する暴力が同時に行われており、児童虐待と合わせた意識啓発を進めていく必要がある。</p> <p>○教育委員会と連携して、教職員のDVに対する理解を深めるとともに、子どもの発達段階に応じた取組みを検討する必要がある。また、子どもの前でパートナー間で暴力を振るうことは心理的虐待にもあたるとともに、併せて啓発を行う必要がある。</p> <p>○相談員のスキル向上を図るために、内容や方法について検討し、計画的に研修を実施する必要がある。</p> <p>○DV被害者の支援に加えて児童虐待対応が必要な相談等もあり、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談支援や関係機関との情報交換を行い、連携体制の充実が必要である。</p>	

I 事務局記入欄	6 今後の取組み	<p>○DV防止のための意識啓発及び相談窓口の周知徹底に取り組むため、啓発カード・リーフレット等の配布や、講演会等を活用した広報活動を実施するとともに、DV研修講師の派遣等、DV防止に関する取組みについて周知する。また、カード・リーフレット等を子どもに関する関係機関に広げて配布していく。</p> <p>○児童の面前でのDV被害が児童虐待にあたることについて啓発を行い、相談支援につながるよう、児童相談所等の子どもに関する関係機関とも協力しながら相談窓口を案内していく。</p> <p>○DV予防教育のため、引き続き、市立高校対象にデートDV防止教育講演会を実施するとともに、中学生にも拡大するため、教育委員会と連携して教職員への働きかけ等を実施する。中学生向けにデートDVに関するリーフレットの作成を行う。</p> <p>○被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組むため、引き続き、DV相談に対する相談・保護体制、自立のための支援を充実させる。DV被害者親子等の支援のために、カウンセリングを行うなど、心理的なケアに取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、DV被害の相談があった際は、重篤化する前に、迅速に被害者の保護等を含めた支援を行う。</p> <p>○DV相談窓口の相談員が適切な被害者支援を行うことができるよう、スキル向上のための研修の実施、受講を継続する。</p> <p>○配偶者等に対する暴力の防止及び被害者支援の推進を図るため、引き続き、「福岡市配偶者等からの暴力防止対策連絡会議」の実施及び「福岡県配偶者からの暴力防止連絡会議」、「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」等への参加を行う。</p>	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進				
	2 対象事業	基本目標	3	仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します			
		施策の方向	1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進			
			2	男性の家庭・地域への参画促進			
事業実施担当課評価 (P28~P38)	達成度	A	B	C	D		
	対象事業数	35	29	0	0		
3 施策の進捗状況	<p>○待機児童の解消を目指し、多様な手法による保育所等の整備を実施するとともに、延長保育や休日保育の拡充など、利用者のニーズに柔軟に対応するため、多様な保育サービスの充実に取り組んだ。</p> <p>○仕事と介護の両立についての情報提供やアドバイスを行う「働く人の介護サポートセンター」の認知度を向上するため、周知に努めた。</p> <p>○市役所においては、時間外勤務縮減や定時退庁に向けた取り組み、ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施や両立支援制度の周知に努めるとともに、男性職員の家事育児参画の促進に取り組んだ。</p>						
4 主な事業の実施状況	<p>■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</p> <p>○社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の認定認定企業数 186社(R2nd追加認定企業数 32社)<154社></p> <p>○企業・団体に対して、“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同の呼びかけ賛同企業数 1,142企業・団体企業・団体 <1,110企業・団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への周知を図るため、市営地下鉄駅構内で通勤時間帯に放送。 ・ノ一残業デーの実施(8月7日) など <p>○福岡市特定事業主行動計画に基づく仕事と家庭の両立支援策の推進「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施や、職員の状況に合わせた柔軟な働き方ができるよう、早出遅出勤務、在宅勤務等の制度の実施など、職業生活と家庭生活の両立に向けた取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生まれた男性職員の出産・育児支援休暇取得率 90.1%(78.9%)<94.2%(75.7%)> ※()内は旧県費負担教職員を含んだ数値 ・職員の年次有給休暇の年間平均取得日数 16.1日(15.2日)<15.9日> ※()内は教職員を含んだ数値 ・子どもが生まれた男性職員のうち、育児休業、部分休業、育児短時間勤務のいずれかを取得した職員の割合 36.8%<21.4%> <p>■男性の家庭・地域への参画促進</p> <p>○男性カレッジ 3回<1回> 定員:62人<24人> 参加者数:45人<19人></p> <p>○パパと子どものクッキング 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止<1回></p> <p>■子育て・介護支援の充実</p> <p>○保育所等整備 整備数 966人分<1,571人分> (令和3年4月1日 保育所等定員数 42,251人 待機児童数 2人)</p> <p>○働く人の介護サポートセンター 相談件数 185件 <相談件数 320件></p>						

I 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	<p>○企業・団体に対し、“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同を呼びかけていく必要がある。</p> <p>○幅広い広報の実施等、講座への参加が難しい、家事などへの参画意識が消極的な男性に対しての意識啓発につながる効果的な取り組みを検討する必要がある。</p> <p>○今後も地域の保育ニーズを的確に把握しながら、引き続き保育所等入所定員の拡充や保育サービスの充実が必要である。</p> <p>○企業に対し、働く人の介護サポートセンターの広報に努めていく必要がある。</p>
-------------	-----------	--

I 事務局記入欄	6 今後の取り組み	<p>○“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同の呼びかけを行っていくとともに、企業の取り組み等について、ホームページ等でPRする。さらに、メールマガジンの効果的な活用等により賛同企業への情報提供や働きかけ等を行う。</p> <p>○ライフステージに応じた講座を企画・実施するとともに、SNSの活用や関係部署と連携した広報を行う。</p> <p>○認可保育所の新築や増改築、幼稚園における2歳児受け入れなどにより、保育の受け皿確保に取り組むとともに、保育サービスの充実について、実施園拡充の促進策を検討する。</p> <p>○「働く人の介護サポートセンター」での窓口・電話相談を行っていくとともに、企業への出張相談を引き続き実施する。また、引き続き積極的に周知を図っていく。</p>	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	4	働く場での女性活躍の推進				
	2 対象事業	基本目標	4	働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します			
		施策の方向	1	企業における女性活躍推進の支援			
			2	働く女性への支援			
			3	女性の就業・起業支援			
	事業実施担当課評価 (P39~P41)	達成度		A	B	C	D
		対象事業数		10	14	0	0
	3 施策の進捗状況	<p>○女性活躍推進法が令和元年5月に改正されたことから、様々な機会を捉えて改正の趣旨等の周知に努めるとともに、一般事業主行動計画の策定の義務付けが拡大される事業主に対して策定支援を行った。また、企業を対象に女性の活躍を促進するための先進事例の紹介を行う講演会などを実施し、啓発に努めた。</p> <p>○男女共同参画推進センター・アミカスにおいて働く女性のスキルアップや起業支援など女性のチャレンジを支援する講座を実施した。</p>					
	4 主な事業の実施状況	<p>■企業における女性活躍の推進</p> <p>○女性活躍の取組みの見える化を推進 女性活躍や両立支援に取り組む企業に対して、個別に「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」への掲載案内を行うほか、広く見える化サイトを周知。女性活躍に資する情報発信の充実にも取り組んだ。 ・登録企業数 302社<261社></p> <p>○一般事業主行動計画策定の周知及びセミナー(動画セミナー)の開催 女性活躍推進法の改正により、令和4年度から策定義務が拡大される従業員101人以上300人以下の事業所に対し、個別に法改正による策定義務の周知を図るとともに、セミナーの案内を行った。 ・セミナー参加者 76人<全4回83人> ・セミナー受講者の満足度 100%<98.6%></p> <p>○企業向け講演会 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンラインで実施 「コロナ禍で加速する多様な人材マネジメントとチーム戦略」 講師:塚越 学氏(株式会社東レ経営研究所) ・参加者 185人<277人 79社></p> <p>■働く女性への支援</p> <p>○女性リーダー育成研修(全4回) ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンラインで実施 参加者数: 30人<45人></p> <p>○「働くあなたのガイドブック」の発行 作成部数 ・令和2年度改訂版12,000部(令和3年1月発行) 配布部数 ・10,283部<9,857部></p>					

I 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	<p>■女性の就業・起業支援</p> <p>○ママのためのお仕事スタートアップ(全1回×2コース) 参加者数 17人<30人></p> <p>○女性のための就職応援プログラム(全2回×2コース) 参加者数 17人<36人></p> <p>○お仕事再開座談会~新たなキャリアプランを語ろう~ ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止</p> <p>○女性の起業スキルアップセミナー 参加者数 43人<81人></p> <p>○アミカス×スタカフェ女性利用者交流会 参加者数 14人<新規></p> <p>○女性の起業支援セミナー ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 <16人></p>			
	5 懸案事項・課題	<p>○「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」について、企業側の登録メリットを高めて、登録企業を増加させるとともに、学生や求職者からの認知度を上げる必要がある。</p> <p>○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定については、義務付け拡大が施行される令和4年4月1日に向け、確実に策定され女性活躍に向けて取組みが進められるよう、支援が必要である。</p> <p>○講演会や講座等については、オンライン開催も含め、参加しやすい開催方法について工夫する必要がある。</p>			

I 事務局記入欄	6 今後の取組み	<p>○「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」において、企業インタビューや女性活躍に資する市内外の情報などを充実し、学生や求職者の利用促進を図るとともに、引き続き女性活躍や両立支援に積極的に取り組む企業に対して個別に案内を行い、掲載登録企業の増加に努める。また、学生等への周知に取り組む。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大による労働環境への影響などを踏まえつつ、関係機関と連携し、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や企業における多様な働き方の普及促進など具体的な取組みにつながるよう支援を行う。</p> <p>○企業のニーズや受講者の意見等を把握し、女性社員を対象としたキャリア形成やリーダー育成研修を企画・実施するとともに、管理職向けの啓発に取り組む。</p>		
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調	

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

【様式3】

重点評価項目 進行管理票

I 対象事業	1 重点評価項目	5	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進			
	2 基本目標	5	政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します			
		1	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進			
	3 事業実施担当課評価 (P41~P42)	達成度	A	B	C	D
	対象事業数	4	4	0	0	
3 施策の進捗状況	<p>○各審議会等の委員改選時期を把握し事前協議を徹底するとともに、庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、審議会等委員への女性の参画率40%の目標達成や本市女性職員の登用促進について、全庁に強く働きかけた。</p> <p>○「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍推進に取り組んだ。</p>					
4 主な事業の実施状況	<p>■市の政策・方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>○福岡市男女共同参画推進協議会・幹事会の開催 協議会 1回 <1回>、 幹事会 2回※書面開催 <1回> (協議会の議題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の実施状況及び評価について 福岡市男女共同参画基本計画(第4次)の原案について 審議会等委員への女性の参画促進について <p>○「審議会等への女性の参画促進に関する要綱」に基づく、審議会等委員の改選時の事前協議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 改選のおおむね3か月前までに課長級での事前協議の徹底(令和2年度より、新設の協議会等についても事前協議の対象) 事前協議実施数 35<25> <ul style="list-style-type: none"> 団体への効果的な推薦依頼方法のアドバイス等の実施 審議会等及び協議会等の個別の参画率をホームページで公表 <ul style="list-style-type: none"> 審議会等委員への女性の参画率 35.3%<35.4%> 協議会等委員への女性の参画率 36.8%<-> 女性委員のいない審議会等の数 0 <0> <p>○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員の活躍推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女の別なく能力・意欲に応じた配置、登用 若手女性職員の本庁配置など、早期キャリア形成に向けた配置 本人の能力や意欲に応じて、子育て中の職員も、政策立案業務ができる職場に配置 キャリア形成に関する研修の実施 時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進 ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施 両立支援制度の周知や男性職員の家事育児参画の促進 <p>など、女性職員の育成・登用及び全ての職員の職業生活と家庭生活の両立に向けた取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡市役所における女性管理職比率 15.5%(16.2%)<14.3%(15.4%)> ※()内は旧県費負担教職員を含んだ数値 					

I 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	<p>○本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って展開されるよう、福岡市男女共同参画推進協議会等において働きかけを行うなど、全庁的な意識の向上を図る必要がある。また、協議会の下部組織である幹事会において、実効性のある協議が行えるよう開催方法を検討する必要がある。</p> <p>○審議会等委員への女性の参画については、今後も事前協議等の継続した取り組みを行っていく必要がある。</p> <p>○市女性職員の活躍を推進するためには、女性職員のキャリア形成とともに、男性の家事・育児への参画や長時間労働を前提としない働き方に転換していく必要がある。</p>
-------------	-----------	--

I 事務局記入欄	6 今後の取り組み	<p>○今後も男女共同参画推進協議会・幹事会において、様々な分野への女性の参画促進等について働きかけるなど全庁横断的に本市の男女共同参画施策を推進する。</p> <p>○審議会等委員の改選時においては、おおむね3か月前までに所管部署との事前協議を行う。 引き続き個別の審議会等の参画率を公表するとともに、新設される協議会等や女性委員のいない協議会等についても事前協議の対象とするなど、女性委員の参画促進の強化を図っていく。</p> <p>○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく取り組みを継続し、女性職員の意欲と能力を十分に発揮させるとともに、全ての職員が働きやすい職場環境の整備に取り組んでいく。</p>	
	7 事務局評価	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">達成状況</td> <td style="width: 33%;">おおむね順調</td> </tr> </table>	達成状況
達成状況	おおむね順調		

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	6	地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進				
	2 対象事業	基本目標	6	地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します			
		施策の方向	1	地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援			
	2		地域活動の方針決定過程への女性の参画促進				
	事業実施担当課評価 (P44~P45)	達成度		A	B	C	D
	対象事業数		6	18	0	0	
3 施策の進捗状況	福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」にあわせて、各校区において男女共同参画推進の取組みが実施されるよう支援するとともに、先進的な取組みを行っている校区の活動紹介や男女共同参画サポーターの派遣などにより、地域における男女共同参画推進に取り組んだ。						
4 主な事業の実施状況	<p>■地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援</p> <p>○地域における主体的取組みへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」及び「シンボルマーク」の広報・周知 (市政だより・ホームページへの掲載、ポスター、チラシの配布、地下鉄駅構内での放送等) 取組みを実施した校区数 126/145校区・地区<140/149校区・地区> ※分母は「みんなで参画ウィーク」の実施アンケート回答数 <p>○各区男女共同参画連絡会の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 各校区が実施する男女共同参画の推進に関する取組みの支援 <p>○男女協サミット</p> <ul style="list-style-type: none"> ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 <p>○七区男女共同参画協議会の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 七区男女共同参画協議会代表者会議の開催 開催回数 4回(うち2回は書面開催) <4回> 各校区の男女共同参画研修会実施調査 <p>○男女共同参画出前講座の実施 5件 89人 <5件 168人></p> <p>○男女共同参画つうしん 年3回発行</p> <p>○男女共同参画推進サポーター派遣事業 6件 163人受講<13件 454人受講></p> <p>○男女協応援事業 16件 277人受講<18件 388人受講></p> <p>○区役所職員への研修の実施 男女共同参画推進担当職員研修 参加者数: 13人<21人></p> <p>■地域活動の方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>○「地域女性活躍チャレンジ塾」 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止</p>						

I 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	<p>○福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」の周知に努め、全校区で地域団体の枠を超えてより充実した主体的取組みが継続して実施されるよう、地域への支援に努める必要がある。</p> <p>○地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進するため、引き続き、女性リーダーの育成に取り組むとともに、自治協議会等への働きかけを行っていく必要がある。</p>
-------------	-----------	--

I 事務局記入欄	6 今後の取組み	<p>○「みんなで参画ウィーク」が地域に定着するよう効果的な広報・啓発に努めるとともに、地域における男女共同参画推進の取組みが、全市的に広がりを持って展開されるよう、七区男女共同参画協議会と連携し、校区における男女共同参画の事例を紹介する等身近でわかりやすいテーマでの取組みを支援する。</p> <p>○男女共同参画推進サポーター派遣事業等の認知度向上のため広報を強化する。</p> <p>○地域活動を行っている女性を対象に、リーダーに求められる資質の向上のための学習の機会やネットワークづくりの場を提供する講座を実施する。 また、自治協議会等の役員に対する理解を深めるための働きかけを行う。</p>	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		